

第4章 障害のある人の生活を支えるまちづくり (第2期障害福祉計画)

第1節 重点施策と数値目標

1. 障害福祉計画の重点施策

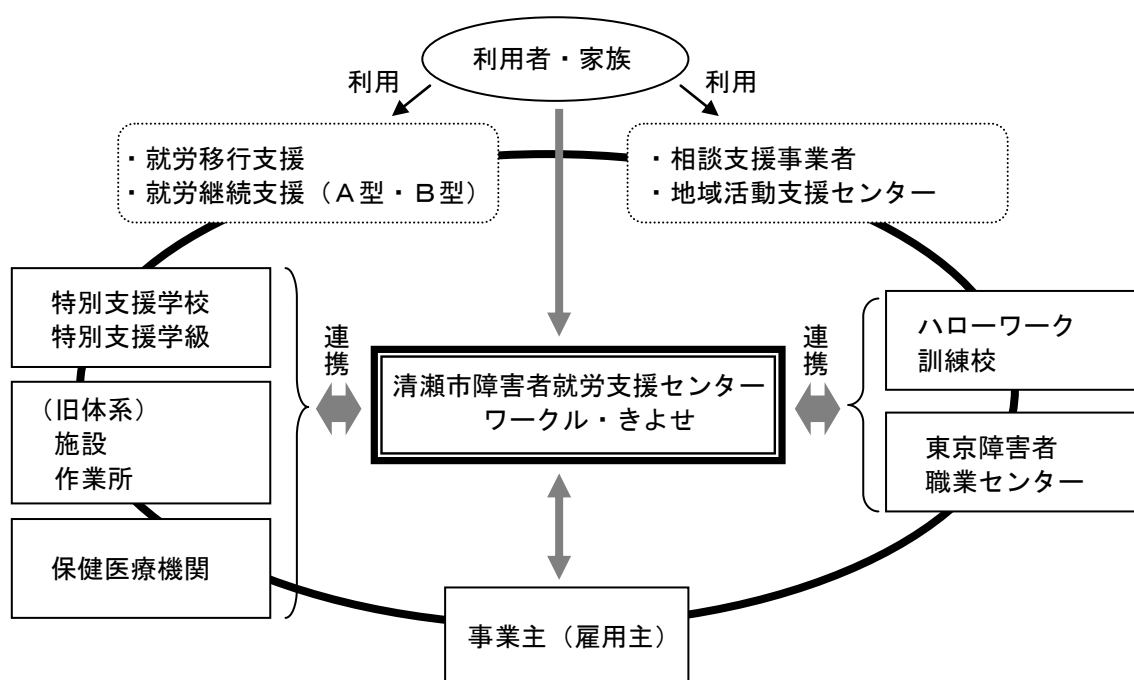
(1) 第1期計画における重点施策とその進捗

第1期障害福祉計画では、次の4項目の重点施策を掲げ、平成19年度～平成20年度における短期的な整備目標として、その推進を図ってきたところです。

- 重点施策1 清瀬市障害者就労支援センターの設置
- 重点施策2 相談支援事業の充実
- 重点施策3 子ども発達支援療育等体制の充実
- 重点施策4 自立訓練事業の充実

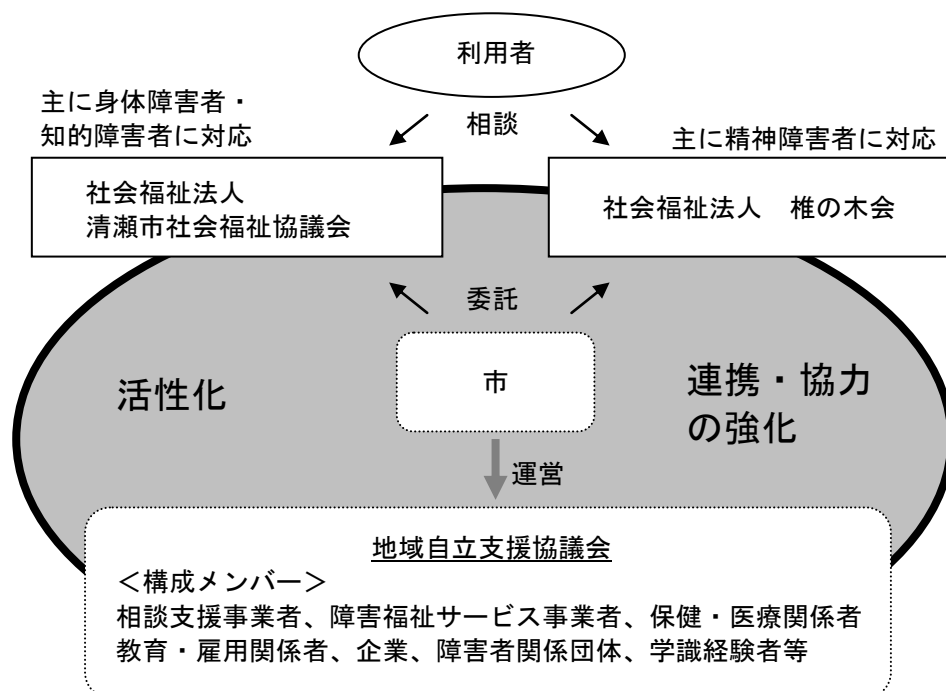
「重点施策1 清瀬市障害者就労支援センターの設置」については、平成19年7月に「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」を開設し、これを就労支援の中核機関とする新たな体制を整備しました。

■ 清瀬市障害者就労支援センターを中心とした就労支援ネットワーク



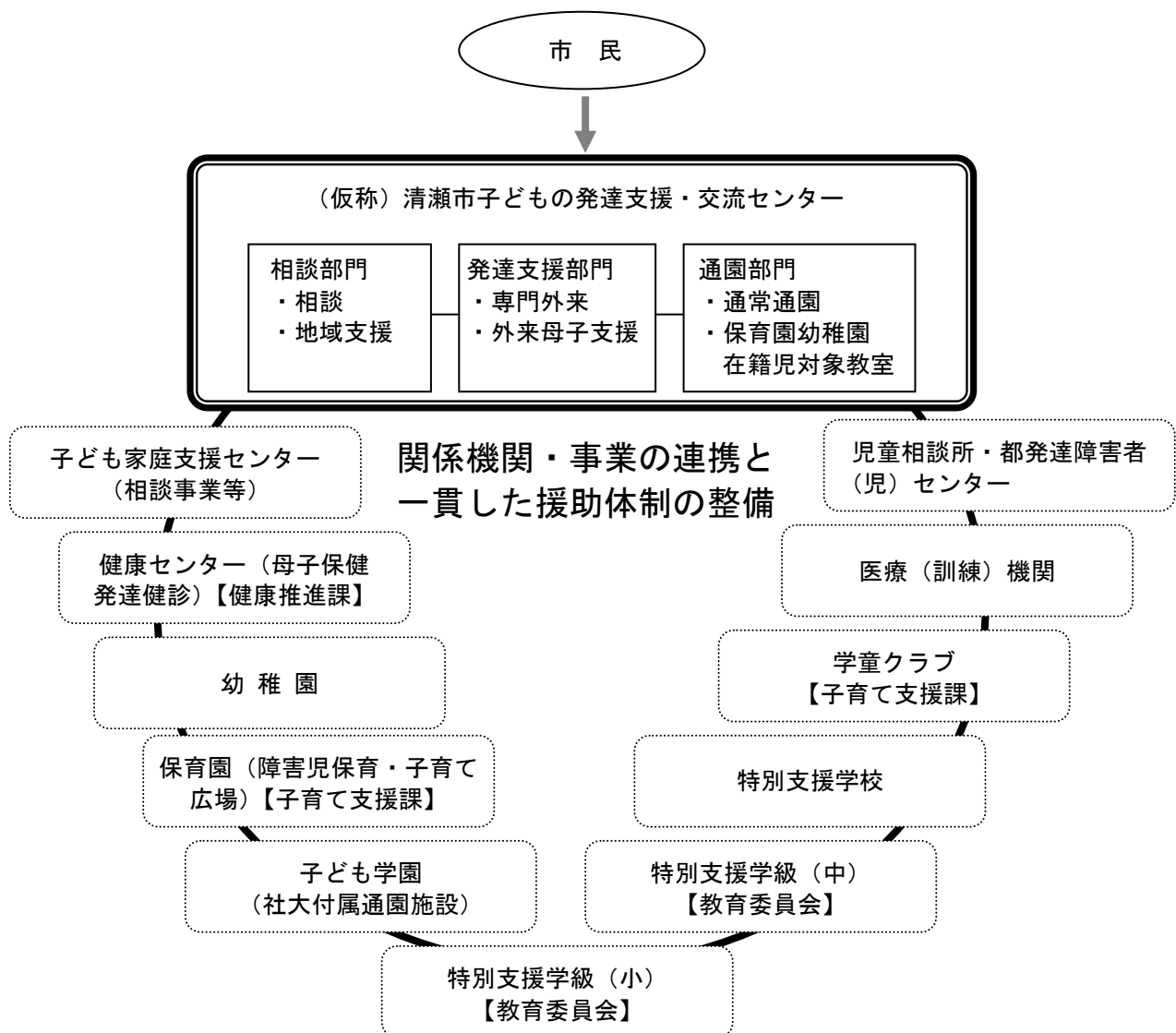
「重点施策2 相談支援事業の充実」については、計画どおりに相談支援事業を2事業者へ委託し、実施体制を整備しました。今後は、平成20年3月に設置した「地域自立支援協議会」が、地域の障害福祉システムづくりの中核的な役割を担うべく機能を活性化し、同協議会の構成員である相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等の連携・協力を強化することが課題となっています。

■ 相談支援体制



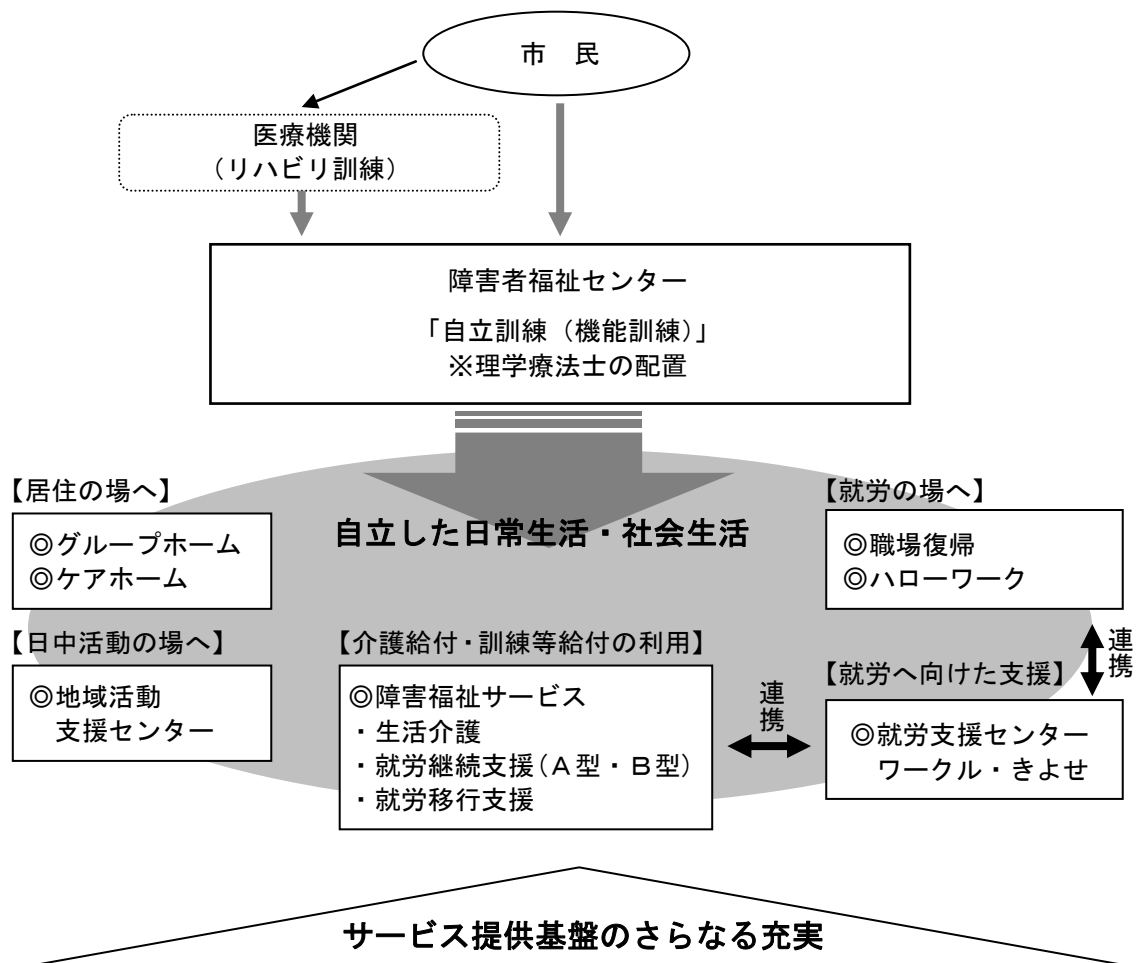
「重点施策3 子ども発達支援療育等体制の充実」については、平成21年度中に「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」を開設することが決定しています。これにより、早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、さらに子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制が構築され、虐待予防を含めた、就学前乳幼児の発達や療育における総合的な福祉を推進する体制が整備されます。

■ 子ども発達支援療育体制



「重点施策4 自立訓練事業の充実」については、計画どおりに障害者福祉センターへ理学療法士を配置し「自立訓練（機能訓練）」を実施しています。今後は、訓練後の自立した日常生活・社会生活を実現するために、障害福祉サービス等を提供する基盤を、さらに充実することが課題です。

■ 「自立訓練」から「自立した日常生活・社会生活」への移行



（２）第２期計画における重点施策

上記の進捗状況と今後の課題を考慮し、第２期計画の重点施策として次の３項目を設定します。

重点施策１ 地域自立支援協議会の活性化

上述のとおり、本市の地域自立支援協議会は、平成 20 年 3 月に設置されましたが、その活動はまだ十分機能を発揮しているとはいえません。本計画では、相談支援事業や地域の障害福祉システムづくりの中核的な機関として、これを活性化し、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議など、その機能を十分に発揮させ期待される役割を担うための積極的な運営を展開します。

また、障害のある人に対する虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要であることから、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等についても、地域自立支援協議会において検討します。

重点施策２ 居住系サービスの整備強化

入所・入院していた障害のある人の地域移行に伴い、「居住の場」の確保が重要な課題となります。本計画では、居住系の障害福祉サービスである「グループホーム」、「ケアホーム」の整備をさらに進め、地域生活の基盤となる居住の場を確保します。

重点施策３ 事業者の新体系への移行支援によるサービス提供基盤の充実

平成 18 年 4 月から段階的に施行された障害者自立支援法により、障害のある人を支援する各サービスが新しい体系に再編されました。しかし、日中活動系及び居住系のサービスは、いまだ経過措置による移行期にあり、多くのサービスが旧体系により提供されています。

サービス提供事業者へのヒアリングでは、サービス提供に係る基準・規則等と実際の利用者の状況が適合しない、あるいは低いサービス報酬により非常に厳しい運営を迫られている、などの意見が出されていました。個々にみれば脆弱な運営基盤である事業者もあり、地域でいかに連携・協力していくかが非常に重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえつつ、本格的な施行から 3 年目を迎える障害者自立支援法の制度の周知と浸透により、さらにサービスニーズが高まることも予想されることから、本計画においては、新体系に移行する事業者等への相談に応じ、

また、支援することで、着実かつ、計画的にサービス提供基盤の整備を図ります。

2. 第2期障害福祉計画の数値目標

第1期障害福祉計画では、国の「基本指針」及び東京都の「基本的考え方」をもとに、「1 入所施設の入所者の地域生活への移行」、「2 入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「3 福祉施設利用者の一般就労への移行」の3項目について数値目標を設定しています。あらたに第2期計画策定に向けて国が示した「基本指針」においても、この数値目標の考え方については「基本的には変更しない」としていることから、本計画においても、第1期計画の目標を次のとおり踏襲することとします。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	考え方
平成17年10月1日の 施設入所者数	89人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成23年度目標値 地域生活移行者	9人	施設入所からグループホーム・ケアホームへの移行者数（上記施設入所者数の1割以上）

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

項 目	数 値	考え方
退院可能精神障害者数	29 人	「平成 14 年患者調査」をもとに東京都 が市町村人口比で按分した暫定的な対 象者数
平成 23 年度目標値 退院者数	15 人	上記対象者数の 5 割以上

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目	数 値	考え方
平成 17 年度の 年間一般就労移行者数	1 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し て一般就労した者
平成 23 年度目標値 一般就労移行者数	4 人	平成 17 年度実績の 2 倍以上



ワークル・きよせ訓練風景

第2節 障害福祉サービス等の充実

1. 障害福祉サービスの必要量の見込み

(1) 訪問系サービス

① サービス内容と利用実績等

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、「介護給付」として実施される「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。各サービス内容は次のとおりです。

サービス名	内容等
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴・排せつ・食事及び通院の介護等を行います。 対象者：障害程度区分1以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な方に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時の介護を行います。 対象者：障害程度区分4以上で所定の項目に該当する方
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上困難があり、常に介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援護及び外出時における介護を行います。 対象者：障害程度区分3以上で所定の項目に該当する方
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方につき、サービスを包括的にを行います。 対象者：障害程度区分6で所定の項目に該当する方

第1期計画期間における見込量と実績は次のとおりです。

訪問系サービス		平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅介護（ホームヘルプ）	見込量	6,044 時間分	6,769 時間分	7,581 時間分
重度訪問介護				
行動援護	実績	5,732 時間分	6,029 時間分	6,760 時間分
重度障害者等包括支援				

※各年度10月利用分。平成20年度は参考値として4月の支給決定分を記載。以下同様。

平成 15 年度支援費制度開始移行、ホームヘルプサービスの利用が伸びていたことから、引き続き利用が増大するものと潜在するニーズの顕在化を大きく見込みすぎたこと、また、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、サービス対象となる状態の利用者が少数だったことなどから、実績が見込量を下回っています。しかし、利用量は増加の基調で推移しています。

②サービス必要量の見込み

上記の実績を勘案し、また、今後、推進される施設や病院からの地域移行を勘案して、平成 23 年度までのサービス必要量を次のとおり見込みます。

訪問系サービス		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用人数	83 人分	91 人分	100 人分
	利用時間	7,580 時間分	8,030 時間分	8,490 時間分

※各年度 10 月利用分。以下同様。

③サービス必要量を確保するための方策

平成 20 年 9 月末現在で、本市をサービス提供地域とする事業所数は 29 事業所です。概ね上記サービス見込量は確保できるものと考えられますが、これまでのところ利用実績の少ない精神障害者へのサービス、あるいは行動援護や重度障害者等包括支援など、利用者ニーズの動向を注視しつつ、サービス提供基盤の整備を図ります。

さらに、サービスの質の向上への取組みも不可欠であり、ヘルパーの研修等を充実させていくことも検討します。

（２）日中活動系サービス

①サービス内容と利用実績等

日中活動を支援する「日中活動系サービス」には、「介護給付」として実施される「生活介護」、「療養介護」、「児童デイサービス」、「短期入所」と、「訓練等給付」として実施される「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（Ａ型）」、「就労継続支援（Ｂ型）」があります。各サービス内容は次のとおりです。

サービス名	内容等
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。障害程度区分３（施設へ入所する場合は区分４）以上である方及び年齢が５０歳以上の場合は、障害程度区分２（施設へ入所する場合は区分３）以上である方を対象とします。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害程度区分６の方及び筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって障害程度区分５以上の方を対象とします。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者に、一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる６５歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	内容等
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能であり利用開始時に 65 歳未満である方に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用につかれない方、あるいは一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

第 1 期計画期間における見込量と実績は次のとおりです。

日中活動系サービス		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生活介護	見込量	1 人分	28 人分	49 人分
	実績	1 人	39 人	33 人
療養介護	見込量	8 人分	8 人分	8 人分
	実績	0 人	0 人	0 人
児童デイサービス	見込量	4 人分	4 人分	7 人分
	実績	1 人	1 人	2 人
短期入所	見込量	6 人分	8 人分	10 人分
	実績	14 人	14 人	14 人
自立訓練（機能訓練）	見込量	0 人分	6 人分	6 人分
	実績	0 人	0 人	2 人
自立訓練（生活訓練）	見込量	1 人分	3 人分	6 人分
	実績	0 人	1 人	1 人
就労移行支援	見込量	0 人分	1 人分	2 人分
	実績	2 人	9 人	12 人
就労継続支援（A型）	見込量	0 人分	1 人分	1 人分
	実績	0 人	1 人	1 人
就労継続支援（B型）	見込量	0 人分	16 人分	32 人分
	実績	5 人	27 人	36 人

新しいサービス体系への移行後の利用者ニーズが把握しづらかったこと、あるいは事業者の新体系への移行が見込どおりに実施されなかったことなどから、見込量と実績が乖離しているサービスが多く見られます。こうしたなかであって、「短期入所」、「就労移行支援」、「就労継続支援（B型）」は見込量を上回る実績となっています。

②サービス必要量の見込み

上記の実績を勘案し、また、今後、推進される施設や病院からの地域移行や就労ニーズの高まりなどを勘案して、平成 23 年度までのサービス必要量を次のとおり見込みます。

日中活動系サービス	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	37 人分	40 人分	150 人分
療養介護	1 人分	2 人分	3 人分
児童デイサービス	120 人日分	180 人日分	300 人日分
	10 人分	15 人分	25 人分
短期入所	90 人日分	95 人日分	50 人日分
	14 人分	18 人分	20 人分
自立訓練（機能訓練）	2 人分	6 人分	6 人分
自立訓練（生活訓練）	4 人分	10 人分	14 人分
就労移行支援	12 人分	15 人分	21 人分
就労継続支援（A型）	1 人分	2 人分	3 人分
就労継続支援（B型）	72 人分	112 人分	136 人分

③サービス必要量を確保するための方策

本市には、多くの障害者施設が設置されていることが大きな特徴となっていますが、今後とも、利用者ニーズの動向及びサービス提供事業者の新体系への移行の動向等を継続的に注視し、効率的、効果的に需要と供給が結びつくようサービス提供基盤の整備を図ります。

さらに、サービス提供事業者間のネットワークを構築するなど、利用者が必要とするサービスを有効に提供できる体制づくりを推進します。

(3) 居住系サービス

①サービス内容と利用実績等

住まいの場となる「居住系サービス」には、介護給付として実施される「施設入所支援」、「共同生活介護（ケアホーム）」と、訓練等給付として実施される「共同生活援助（グループホーム）」があります。各サービス内容は次のとおりです。

サービス名	内容等
共同生活介護 (ケアホーム)	障害程度区分 2 以上の知的障害者及び精神障害者に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	知的障害者及び精神障害者に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

第 1 期計画期間における見込量と実績は次のとおりです。

居住系サービス		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム）	見込量	29 人分	34 人分	34 人分
	実績	32 人	36 人	40 人
施設入所支援	見込量	0 人分	5 人分	45 人分
	実績	1 人	10 人	8 人

「共同生活介護（ケアホーム）」及び「共同生活援助（グループホーム）」は、基盤の整備が進行していることから見込量をやや上回る水準で推移しています。「施設入所支援」については、事業者の新体系への移行が見込どおりに実施されなかったことなどから、見込量と実績が乖離しています。

②サービス必要量の見込み

上記の実績を勘案し、また、今後、推進される施設や病院からの地域移行を勘案して、平成 23 年度までのサービス必要量を次のとおり見込みます。

居住系サービス	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム）	54 人分	59 人分	69 人分
施設入所支援	10 人分	10 人分	83 人分

③サービス必要量を確保するための方策

「共同生活介護（ケアホーム）」及び「共同生活援助（グループホーム）」については、施設入所者の地域生活への移行や退院可能な精神障害者の意向及び動向を継続的に注視し、新たな担い手を募集・確保するなど、効率的、効果的に需要と供給が結び付くようサービス提供基盤の整備を図ります。

施設入所支援に関しては、事業者の移行時期・移行するサービス等に関する動向、ならびに利用ニーズの動向等を継続的に把握し、必要に応じて対応していきます。

（４）指定相談支援

①サービス内容と利用実績等

支給決定を受けた障害者で、特に計画的な支援を必要とする者が、指定相談支援事業者から「指定相談支援」（サービス利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整：サービスの利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど）等を受けた場合、サービス利用計画作成費が支給されます。このサービス利用計画作成費については、利用者負担はありません。

第1期計画期間における見込量と実績は次のとおりです。

施設や病院からの地域移行の進捗状況から、本サービスの対象となる利用者が少なく、実績が見込量を下回りました。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
指定相談支援	見込量	0人分	5人分	5人分
	実績	0人	0人	0人

②サービス必要量の見込み

上記の実績を参照し、また、今後、推進される施設や病院からの地域移行を勘案して、平成23年度までのサービス必要量を次のとおり見込みます。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指定相談支援（サービス利用計画の作成）	5人分	5人分	5人分

③サービス必要量を確保するための方策

指定事業者の確保を図るとともに、地域自立支援協議会を中核とした地域資源のネットワークを構築し、総合的、専門的な相談支援が実施できる体制を整備します。また、サービスの利用斡旋、調整、モニタリングにわたる一連の支援が継続的に提供されるよう、人材育成等を支援します。

（５）その他

① 補装具費の支給

障害のある人の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの（義肢、装具、車いす等）に関して、補装具費として購入費、修理費が支給されます。利用者負担は1割の定率負担です。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

② 自立支援医療

自立支援医療は、障害のある人が心身の障害の状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にもひと月当たりの負担に上限額が設定されるなどの負担軽減策が講じられています。

2. 地域生活支援事業の充実

(1) 相談支援事業

① 相談支援

障害のある人の福祉に関する各般の問題につき、障害のある人本人、あるいは保護者、介護者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。

指定相談支援事業者である「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」と「社会福祉法人 椎の木会」に委託して事業を実施しています。「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」は、主に身体障害者・知的障害者を対象に、「社会福祉法人 椎の木会」は、主に精神障害者を対象としています。なお、両事業者には、相談支援機能強化事業として、専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）の配置を求め、相談支援機能の強化を図っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援 実施事業所数	2 か所	2 か所	2 か所

② 地域自立支援協議会の設置

相談支援事業や地域の障害福祉システムづくりの中核的な役割を担う「地域自立支援協議会」を設置しています。市が運営主体となり、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等を構成員とし、年 2 回程度の定例的な会議と具体的な事例を検討する専門部会を開催します。

地域自立支援協議会が担う機能は次のとおりです。

- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発、改善

また、障害のある人に対する虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要であることから、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等についても、地域自立支援協議会において検討します。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
住宅入居等支援事業 実施事業所数	1 か所	1 か所	1 か所

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用または利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者または精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の支払いが困難な場合、その全部又は一部を助成します。本市では、「きよせ権利擁護センター」等、関係機関と連携しながら、支援を進めていきます。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
成年後見制度利用支援事業 実施事業所数	1 か所	1 か所	1 か所

（２）コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

（３）日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、自立生活支援用具等の要件を満たす用具を給付します。

利用者負担は、基準額の 10% です。ただし、自立支援給付の補装具との月額上限設定があります。

日常生活用具給付等事業	
介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器など
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、自動消火器など
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）など
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字器など
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
住宅改修費	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

日常生活用具給付等事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護訓練支援用具	3 件	3 件	3 件
自立生活支援用具	8 件	8 件	8 件
在宅療養等支援用具	6 件	6 件	6 件
情報・意思疎通支援用具	8 件	8 件	8 件
排せつ管理支援用具	1, 107 件	1, 100 件	1, 100 件
住宅改修費	2 件	2 件	2 件

（４）移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出で、サービス利用の 10% の利用者負担があります。ただし、地域生活支援事業の一部及び自立支援給付の一部との月額上限設定があります。また、低所得者区分（低所得 1 及び 2）の方は、サービス利用料が 3 % に軽減されます。

第1期計画期間における利用状況を見ると、利用人数、利用時間ともに伸びており、今後とも、さらなる伸びが見込まれます。

移動支援事業		平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用人数	見込量	31人分	34人分	37人分
	実績	30人	35人	76人
利用時間	見込量	119時間	136時間	148時間
	実績	422.4時間	470.1時間	1329.5時間

※20年度の数値は支給決定数です。

上記の実績を勘案し、平成23年度までのサービス必要量を次のとおり見込みます。

移動支援事業	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	45人分	50人分	55人分
利用時間	550時間	600時間	650時間
実施見込事業所数	28か所数	28か所数	28か所数

(5) 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。

相談支援と同様に、「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」と「社会福祉法人 椎の木会」に委託し、2箇所です業を実施します。

地域活動支援センター事業	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施事業所数	2か所	2か所	2か所

(6) その他の事業

①奉仕員養成研修事業

コミュニケーション支援事業の実施を担う人材を養成・確保して、事業の円滑な実施を図ります。

②更生訓練費

身体障害者更生援護施設に入所している障害のある方に対し、社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。

③生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の方であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある方に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

利用者負担は、サービス利用料の10%ですが、地域生活支援事業の一部及び自立支援給付の一部との月額上限設定があります。また、低所得区分（低所得1及び2）の方は、サービス利用料は3%に軽減されます。

④自動車運転免許取得・自動車改造費事業

一定の条件を満たす心身障害者が自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。また、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造等に要する経費の一部を助成します。

⑤重度身体障害者緊急通報システム事業

重度身体障害者で一人暮らし等である方に対して、家庭内で病気や事故等の緊急事態になった場合に、無線発信機を用いて協力員宅へ通報するシステム貸与をしています。今後も引き続き、通報機器の取り付けや通報の協力体制を維持していきます。

⑥日中一時支援（日中ショートステイ）事業

障害者及び障害児の家族等の就労やレスパイトを目的として、障害者及び障害児に一時的な見守りや活動の場を提供し、家族等の日常生活を支援します。

資料編

1. 障害認定者数（手帳取得者）

人

	身体障害者	知的障害者	精神障害者 (推計)	人口
15年度	2,090	341	203	68,477
16年度	2,271	367	247	70,148
17年度	2,337	400	333	72,172
18年度	2,394	402	388	72,605
19年度	2,308	408	381	72,572

※身体・知的障害者数は各年度4月1日時点

※精神障害者の手帳は2年ごとの更新のため、当該年度の数は前年度と前々年度の交付件数を合計して推計値としている（資料：「精神保健福祉の動向」東京都立多摩総合精神保健福祉センター編）

2. 身体障害の種類別認定者数

上段：人
下段：%

	視覚	聴覚	平衡	音声言語咀嚼	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱直腸	小腸	免疫
15年度	159	180	0	31	1,282	242	121	213	56	2	3
	6.9	7.9	0.0	1.4	56.0	10.6	5.3	9.3	2.4	0.1	0.1
16年度	176	193	0	33	1,374	267	151	217	71	2	6
	7.1	7.8	0.0	1.3	55.3	10.7	6.1	8.7	2.9	0.1	0.2
17年度	189	200	0	38	1,443	288	142	210	84	1	5
	7.3	7.7	0.0	1.5	55.5	11.1	5.5	8.1	3.2	0.0	0.2
18年度	200	214	0	52	1,496	292	151	195	89	4	9
	7.4	7.9	0.0	1.9	55.4	10.8	5.6	7.2	3.3	0.1	0.3
19年度	199	208	0	50	1,469	290	149	173	84	4	9
	7.6	7.9	0.0	1.9	55.7	11.0	5.7	6.6	3.2	0.2	0.3

《解説》

「視覚」＝視覚障害 「聴覚」＝聴覚障害 「平衡」＝平衡機能障害

「音声言語咀嚼」＝音声機能、言語機能又は咀嚼機能障害

「肢体」＝上・下肢機能障害、体幹機能障害 「心臓」＝心臓機能障害

「腎臓」＝腎臓機能障害 「呼吸器」＝呼吸器機能障害

「膀胱直腸」＝膀胱又は直腸機能障害 「小腸」＝小腸機能障害

「免疫」＝ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

※障害種別ごとのカウントのため、同一人が複数の障害を有している場合、認定者数はダブルカウントされる

参考：身体障害の障害別・等級別内訳（平成19年4月1日時点）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	割合
視覚	66	46	17	23	29	18	199	7.6%
聴覚	19	64	17	43	1	64	208	7.9%
音声・言語・咀嚼	26	10	10	4	0	0	50	1.9%
肢体不自由	435	382	220	269	114	49	1,469	55.7%
心臓	205	3	48	34	0	0	290	11.0%
腎臓	144	0	2	3	0	0	149	5.7%
呼吸器	43	7	95	28	0	0	173	6.6%
膀胱・直腸	12	2	8	62	0	0	84	3.2%
小腸	1	0	1	2	0	0	4	0.2%
免疫	6	2	0	1	0	0	9	0.3%
合計	957	516	418	469	144	131	2,635	100.0%
割合	36.3%	19.6%	15.9%	17.8%	5.5%	5.0%	100.0%	

※同一人が複数の障害を有する場合に各々の障害種別にカウントされるが、等級分類は交付された身体障害者手帳の総合等級で行っているため、障害種別と等級分類は必ずしも一致しない。

3. 身体障害者の年齢別認定者数

	0歳 ～6歳未満	6歳 ～18歳未満	18歳 ～40歳未満	40歳 ～64歳	65歳以上
15年度	9 0.4	32 1.5	150 7.2	617 29.5	1,282 61.3
16年度	11 0.5	36 1.6	155 6.8	652 28.7	1,417 62.4
17年度	16 0.7	36 1.5	165 7.1	651 27.9	1,469 62.9
18年度	15 0.6	36 1.5	171 7.1	654 27.3	1,518 63.4
19年度	16 0.7	39 1.7	166 7.2	611 26.5	1,476 64.0

※パーセンテージは認定者全体に対する各年齢層の割合として算出

4. 知的障害者の年齢別認定者数

上段：人
下段：%

	0歳 ～6歳未満	6歳 ～18歳未満	18歳 ～40歳未満	40歳 ～64歳	65歳以上
15年度	9	70	183	71	8
	2.6	20.5	53.7	20.8	2.3
16年度	9	80	192	78	8
	2.5	21.8	52.3	21.3	2.2
17年度	13	93	201	83	10
	3.3	23.3	50.3	20.8	2.5
18年度	10	94	199	88	11
	2.5	23.3	49.5	21.9	2.7
19年度	10	103	197	84	14
	2.5	25.2	48.3	20.6	3.4

※パーセンテージは認定者全体に対する各年齢層の割合として算出

※都の数値は「障害者福祉施策の概要」より抜粋

サービス見込量の考え方

訪問系

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援				
	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	
	見込量	6,044 時間分	6,769 時間分	7,581 時間分
	利用 人数	89人	100人	82人
実績	5,732 時間分	6,029 時間分	6,760 時間分	

	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	第1期 23年度	考え方
利用 人数	83人	91人	100人		制度の浸透に伴う潜在ニーズの顕在化、地域移行推進による新たなニーズへの対応等を勘案。
利用 時間	7,580 時間分	8,030 時間分	8,490 時間分	8,490 時間	

サービス見込量の考え方

日中活動系 ①介護給付

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
		見込量	実績	実績
生活介護	見込量	1人分	28人分	49人分
	実績	1人	39人	33人
療養介護	見込量	8人分	8人分	8人分
	実績	0人	0人	0人
児童デイサービス	見込量	4人分	4人分	7人分
	実績	1人	1人	2人
短期入所	見込量	6人分	8人分	10人分
	実績	14人	14人	14人

平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期 23年度	考え方
37人分	40人分	150人分	91人分	・H21 前年の支給決定者数 ・H22 自然増 ・H23 市内事業所45、市内事業所の半数18の移行見込を純増
1人分	2人分	3人分	8人分	・サービス利用の対象増に適合する利用者がおらず、実績なし。 ・実績と実態を勘案して算出
120人日分 10人	180人日分 15人	300人日分 25人	25人分	・H21発達支援センターで10人分サービス提供開始 ・利用状況及び利用実績を勘案して利用増を見込む
90人日分 14人	95人日分 18人	50人日分 20人	13人分	・H22市内事業所その他でサービス提供増が見込まれる ・H20実績をもとに、利用増を勘案して算出 ・H23入所施設が整い長期利用者が減の予定

サービス見込量の考え方

日中活動系 ②訓練等給付

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
自立訓練 (機能訓練)	見込量	0人分	6人分	6人分
	実績	0人	0人	2人
自立訓練 (生活訓練)	見込量	1人分	3人分	6人分
	実績	0人	1人	1人
就労移行支援	見込量	0人分	1人分	2人分
	実績	2人	9人	12人
就労継続支援 (A型)	見込量	0人分	1人分	1人分
	実績	0人	1人	1人
就労継続支援 (B型)	見込量	0人分	16人分	32人分
	実績	5人	27人	36人

平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	第1期 23年度	考え方
2人分	6人分	6人分	6人分	・障害者福祉センターによる機能訓練事業の充実に伴う増
4人分	10人分	14人分	14人分	・H22市内事業所がサービス提供開始予定 ・特別支援学校卒業後対策として自然増を見込む
12人分	15人分	21人分	5人分	・H20は市外事業所の実績 ・H22市内事業所事業開始 ・H23市内事業所事業開始 ・上記を純増
1人分	2人分	3人分	11人分	・市内事業者に意向が(ほとんど)ない ・近隣市も同様 ・実績に即し算出
72人分	112人分	136人分	79人分	・H21は前年実績プラス生活訓練期限修了者(36+1) ・さらに市内事業所の移行分35加算 ・H22 市内事業所10増、市内事業所30移行を見込み純増 ・H23 旧法からの移行24増

サービス見込量の考え方

居住系

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
共同生活 介護(CH) 共同生活 援助(GH)	見込量	29人分	34人分	34人分
	実績	32人	36人	40人
	見込量	0人分	5人分	45人分
施設入所支援	実績	1人	10人	8人

平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	第1期 23年度	考え方
54人分	59人分	69人分	39人分	・H21市内事業所14純増 ・H22自然増 ・H23市内事業者への基盤整備促進の結果10増
10人分	10人分	83人分	83人分	・意向が明確でないため、経過措置期間末期（H24.3末）まで移行は困難と判断

地域生活支援事業

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
移動支援	見込量	31人分	34人分	37人分
	実績	30人	35人	47人
	見込量	119時間	136時間	148時間
	実績	422.4時間	470.1時間	600時間
	実施箇所	23事業者	24事業者	25事業者

平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	第1期 23年度	考え方
45人分	50人分	55人分	46人分	・H20の実績をもとに利用増を見込み算出
550時間	600時間	650時間	184時間	
28事業者	28事業者	28事業者	28事業者	